○汚染土壌の運搬に関する基準

- 1 運搬は、次のように行うこと。
 - イ 特定有害物質、特定有害物質を含む固体・液体の飛散等及び地下浸透防止のため に必要な措置を講ずること。
 - ロ 悪臭、騒音、振動によって、生活環境保全上の支障が生じないよう必要な措置を 講ずること。
- 2 特定有害物質、特定有害物質を含む固体・液体が飛散等し、地下浸透し、又は悪臭が発散した場合は、当該運転を中止し、直ちに自動車等又は保管施設の点検を行うとともに、当該特定有害物質を含む固体の回収その他環境保全上必要な措置を講ずること。
- 3 自動車等及び運搬容器は、特定有害物質、特定有害物質を含む固体・液体の飛散等 及び地下浸透並びに悪臭の発散のおそれのないものであること。
- 4 運搬の用に供する自動車等の両側面に汚染土壌を運搬している旨をJIS140ポイント以上の大きさの文字を用いて表示し、かつ、当該運搬を行う自動車等に当該汚染土壌に係る管理票を備え付けること。
- 5 混載等については、次によること。
 - イ 運搬の過程において、汚染土壌とその他の物を混合してはならないこと。
 - ロ 運搬の過程において、汚染土壌から岩、コンクリートくずその他の物を分別して はならないこと。
 - ハ 異なる要措置区域等から搬出された汚染土壌が混合するおそれのないように、搬出された要措置区域等ごとに区分して運搬すること。ただし、当該汚染土壌を一の汚染土壌処理施設において処理する場合(当該汚染土壌を処理することが可能な場合に限る。)は、この限りでないこと。
- 6 汚染土壌の積替えを行う場合は、次によること。
 - イ 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、汚染土壌の積替えの場所であることの 表示がなされている場所で行うこと。
 - ロ 積替えの場所から、特定有害物質、特定有害物質を含む固体・液体の飛散等及び 地下浸透並びに悪臭発散を防止するために必要な措置を講ずること。
- 7 汚染土壌の保管は、汚染土壌の積替えを行う場合を除き、行ってはならないこと。
- 8 汚染土壌積み替えのために、これを一時的に保管する場合は、次によること。 イ 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
 - (1) 特定有害物質、特定有害物質を含む固体・液体の飛散等及び地下浸透並びに悪臭発散を防止するために、周囲に囲い(保管する汚染土壌の荷重が当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。
 - (2) 見やすい箇所に、次の掲示板が設けられていること。
 - a 大きさが縦及び横それぞれ60センチメートル以上であること。
 - b 保管施設である旨並びに当該保管施設の管理者の氏名又は名称及び連絡先が 表示されていること。

- ロ 当該保管施設からの特定有害物質、特定有害物質を含む固体の飛散等及び地下浸透並びに悪臭発散を防止するために次に掲げる措置を講ずること。
 - (1) 保管施設の壁面及び床面は、特定有害物質、特定有害物質を含む固体・液体の飛散等及び地下浸透並びに悪臭発散を防止するための構造を有していること。
 - (2) 汚染土壌の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共用水域の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けること。
 - (3) 屋内において汚染土壌を保管し、かつ、排気を行う場合にあっては、当該排出される気体による人の健康に係る被害を防止するために必要な設備を設けること。
- 9 汚染土壌の積替え・保管を行う場合の荷卸しその他の移動にあっては、当該汚染土 壌の飛散を防止するため、次のいずれかによること。
 - イ 粉じんが飛散しにくい構造の設備内において、当該移動を行うこと。
 - ロ 移動を行う場所において、散水装置による散水を行うこと。
 - ハ移動させる汚染土壌を防じんカバーで覆うこと。
 - ニ 汚染土壌に薬液を散布し、又は締固めを行うことによって、その表層を固化する こと。
 - ホーイから二までの措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。
- 10 汚染土壌の荷卸しは、土壌汚染対策法第16条第1項~第3項の要措置区域等からの汚染土壌搬出時の届出書に記載された場所(汚染土壌を試験研究の用に供する場合にあっては、当該試験研究を行う施設であって、当該汚染土壌若しくは特定有害物質の拡散防止措置が講じられている施設又は汚染土壌処理施設)以外の場所で行ってはならないこと。
- 11 汚染土壌の引渡しは、要措置区域等からの汚染土壌搬出時の届出書に記載された者 (汚染土壌を試験研究の用に供する場合にあっては、当該試験研究を行う者又は汚染土壌処理業者) 以外に行ってはならないこと。
- 12 汚染土壌の運搬は、要措置区域等外への搬出の日(汚染土壌を汚染土壌処理業許可申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設に搬出する場合、汚染土壌処理の事業を廃止し、又は汚染土壌処理業の許可を取り消された場合において、残存した汚染土壌の処理を他の汚染土壌処理業者に委託する場合にあっては、汚染土壌処理施設外への搬出の日)から30日以内に終了すること。
- 13 管理票の交付又は回付を受けた者は、管理票に記載されている事項に誤りがないことを確認し、当該管理票に運搬の用に供した自動車等の番号及び運搬を担当した者の氏名を記載しなければならないこと。
- 14 管理票の交付又は回付を受けた者は、汚染土壌を引き渡すときは、当該管理票に汚染土壌を引き渡した年月日を記載し、相手方に当該管理票を回付しなければならないこと。
- 15 当該汚染土壌の運搬を他人に委託してはならないこと。